

令和4年度 秋～冬学期 期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	行政法基礎	教員名（署名）	野呂充
-------	-------	---------	-----

（12.18再チャレ勉強会時、まだ授業で扱っていない設問3は解かない）

以下の文章Ⅰ～Ⅲを読み、資料を参照しながら、設問1から設問3までに解答しなさい。
なお、解答にあたっては、以下の2点に注意されたい。

- 1) ⅡとⅢは、別個の独立した事実関係である（つまり、事案は、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲという時系列になっているわけではなく、Ⅰ→ⅡとⅠ→Ⅲという2つの事案が存在している）。
- 2) B市において、設問に関係する限り行政手続法と同じ内容のB市行政手続条例が制定されていることを前提とすること（解答にあたっては、行政手続法を「行手法」、B市行政手続条例を「行手条例」と略してもよい）。

Ⅰ Xは、A県B市内の、都市計画法上の近隣商業地域に指定された場所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）2条1項4号にいうぱちんこ屋（以下「本件ぱちんこ屋」という。）を営業するため、法3条1項に所定の営業許可を、A県公安委員会（以下「公安委」という。）に申請しようとしている（以下「本件申請」という。）。本件ぱちんこ屋は、延べ床面積が800平方メートルで、ぱちんこ遊技機の台数は約400台となる予定である。

〔設問1〕（25点）

問題文Ⅰを前提にして、以下の設問（ア）から（ウ）までに解答しなさい。

- （ア）公安委員会は、学問上の「行政委員会」の概念に該当する行政機関である。行政委員会とはどのような特徴を有する行政機関か、簡潔に説明しなさい。
- （イ）公安委員会は「都道府県警察を管理する」ことを任務とする行政機関である（地方自治法180条の9第1項）。なぜ、当該任務を行政委員会たる公安委員会に担当させるという立法政策がとられたと考えられるか、（ア）で解答した行政委員会の特徴に即して述べなさい。
- （ウ）公安委員会は、地方自治法上の「執行機関」の一つである（地方自治法180条の5第2項）。学問上の執行機関の概念と地方自治法上の執行機関の概念の違いについて、学問上の執行機関の例を挙げながら説明しなさい。

Ⅱ 公安委が本件申請を容れて営業許可（以下「本件許可」という。）をしたため、Xは、ぱちんこ屋の建物を建設し、営業を開始した。本件ぱちんこ屋の付近に居住するCは、生活環境の悪化を理由に、本件ぱちんこ屋の営業に反対している。Cは、本件ぱちんこ屋とD病院との間の距離が100メートルに満たないことに気づき、本件許可は、法4条2項に違反して行われたのではないかと考えている。なぜなら、同条2項2号の委任を受けて定められ

た、A県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「A県条例」という。）2条2号が、病院の敷地の周囲100メートルの区域を、風俗営業の許可をしてはならない地域として定めているからである。そこで、Cは、弁護士等の協力も得て、公安委にこのことを通報し、調査を求めた。

公安委が調査したところ、本件申請を審査した際の距離の測定の仕方に誤りがあり、本件ぱちんこ屋の営業所の一部である専用駐車場とD病院の敷地との間の距離が、約97メートルしかなく、A県条例が定める距離に満たないことが明らかになった。このため、公安委は、本件許可を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をすることを検討している。なお、この時点で、本件許可がされてから約1年2か月が経過していた。

〔設問2〕（30点）

問題文ⅠおよびⅡを前提にして、以下の設問（ア）および（イ）に解答しなさい。

（ア）本件取消処分が学問上の職権取消しと撤回のいずれに該当するかについて、職権取消しと撤回の定義を簡潔に示した上で、理由とともに解答しなさい。

（イ）本件取消処分を行うか否かの判断をするにあたって、公安委がどのような事項をどのように考慮すべきかを述べたうえ、本件取消処分が行われた場合のその適法性について、あなたの意見を述べなさい。

Ⅲ B市は、法の委任を受けない自主条例として、B市教育環境保全のための建築等の規制条例（以下「B市条例」という。）を定め、教育文化施設等の周囲200メートルの区域内においてぱちんこ屋の営業を目的とする建築を規制することとしている。B市条例3条1項によれば、ぱちんこ屋の営業を目的とする建築をしようとする者は、建築に着手する日の30日前までに、B市長に届出をしなければならず、同条2項によれば、市長は、当該建築が教育文化施設等の周囲200メートルの区域内で行われようとしている場合には、建築の場所を変更するように勧告することができる。

Xは、公安委から本件許可を受けた後、B市条例に従い、本件ぱちんこ屋の営業のための建築にかかる届出（以下「本件届出」という。）をするために、B市役所に赴いた。B市の担当者（E）は、届出書に必要な事項が記載されており、添付書類等にも不備がないことを確認して、届出書を受け取ったが、Xが帰った後で本件届出の内容を精査するうちに、本件届出に係る建築の場所と、B市条例3条2項にいう教育文化施設に該当するB市立F小学校との間の距離が、約190メートルしかないことに気付いた。

〔設問3〕（25点）

問題文ⅠおよびⅢを前提にして、以下の設問（ア）および（イ）に解答しなさい。

（ア）Eは、本件届出をXに差し戻すことにし、「あなたの届出に係る建築の場所は、B市立F小学校からの距離が190メートルで、B市条例が定める距離を満たさないた

め、届出を受理することはできません。」と添え書きをして、本件届出にかかる書類一式をX宛てに郵送した。行手法または行手条例に照らして、Eの対応にはどのような問題があるか、述べなさい。

(イ) EがXに郵送した書類を受け取ったXは、Eの対応に納得できず、顧問弁護士を伴ってB市役所を訪れ、当初提出しようとしたものと同じ内容の届出書を受け取るように求めたところ、Eはこれを受け取った。その後、B市長は、B市条例3条2項に基づき、Xに対し、本件ぱちんこ屋のための建築の場所を、F小学校から200メートル以上離れた場所に変更するように勧告するとともに、勧告を無視して建築を開始した場合、Xが勧告に従わない旨を公表することになると警告した。行手法または行手条例に照らして、B市長の対応にはどのような問題があるか、述べなさい。

【資料1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）】

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～三 (略)

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 (略)

2～13 (略)

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第四条 (略)

2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一 (略)

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三 (略)

3、4 (略)

【資料2 A県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（抜粋）】

(風俗営業の許可に係る制限地域)

第二条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 (略)

二 学校教育法第一条に規定する学校若しくは児童福祉法第七条第一項に規定する保育所又は医療法第一条の五第一項に規定する病院の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲百メートルの区域。

【資料3 B市教育環境保全のための建築等の規制条例(抜粋)】

第3条 ぱちんこ屋の営業を目的とする建築物を建築しようとする者は、建築に着手する日の30日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、第1項による届出があった場合において、その届出に係る建築が、規則で定める教育文化施設、公園、児童遊園地または児童福祉施設等の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域内で行われようとしている場合は、建築の場所を変更するように勧告することができる。

第8条 次に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

一 第3条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、ぱちんこ屋の営業を目的とする建築物を建築をしたとき。

二 (略)

2022年度 秋～冬学期 成績評価に関する講評

科 目 名	行政法基礎
担当教員名	野呂 充

I 成績評価の基本方針

平常点20%、定期試験80%

期末試験の採点 必要な事項について適切な記載があれば点数を加算する方式を基本とした。

2 期末試験の出題の趣旨

(1) はじめに

ぱちんこ屋の営業ないしぱちんこ屋の建物の建築に関わる事例を用いて、行政法総論の基本的な概念や制度の理解を確認するとともに、比較的シンプルな事案における当てはめおよび論述の能力を試そうとするものであった。

(2) 設問1 (25点)

ア 小問 (ア)

行政委員会の特徴について説明することを求めるものであった(講義レジュメ2-3-2)。①合議制の行政庁であること、②職権行使の独立性を有すること(国や地方公共団体の行政組織は、国であれば内閣・大臣、地方公共団体では長〔知事や市町村長〕を頂点とするヒエラルヒー構造を有するが、行政委員会は、国や地方公共団体の行政組織の一部でありながら、ヒエラルヒー構造に組み込まれていないところに特徴がある)、③行政組織の外部からの委員の任用等の特徴を指摘すべきである。

イ 小問 (イ)

都道府県の警察を管理する任務を行政委員会たる公安委員会に担当させるという立法政策がなぜとられているかについて問うものであった。授業で説明した内容を応用して考えてもらうことを意図したものである。警察組織が強大な権限を有することに鑑み、第1に、警察権が政治的多数派によって恣意的に行使されることのないようする必要があるので、政治的中立性の確保のため職権行使の独立性を有する公安委員会に警察を管理させることとし、第2に、警察の民主化のために外部から委員を任用することとしたものと考えられる。

ウ 小問 (ウ)

執行機関の二つの概念について問うものであった(講義レジュメ2-3-1; 復習課題設問③)。学問上の執行機関は私人の身体・財産に対して物理的な実力行使をする権限を有する機関を意味する。具体例は、警察官、消防職員などである。これに対し、地方自治法上の執行機関は、議事機関である議会の決定を実施する機関を意味する。具体例は、地方公共団体の長ならびに行政委員会(教育委員会、公安委員会、収用委員会など)および委員(監査委員)である。なお、これらのうち、長や委員会は行政庁であり、監査委員は監査機関である。

(3) 設問2 (30点)

ア 小問 (ア)

職権取消しと撤回の定義(レジュメ7-1-1)を述べた上で、本件取消処分がいずれに当たるかについて解答することを求めるものであった。職権取消しは、行政機関が、処分時から存在する瑕疵を理由に

当該行政行為の効力を自ら（私人の争訟の提起によらずに）失わせることを意味し、撤回は、行政機関が、行政行為が行われた後に生じた（すなわち後発的な）事情を理由に当該行政行為の効力を失わせることを意味する。行政行為の効力を失わせる事由の違いが正確に述べられているかどうかを中心に評価した。

本件取消処分は、職権取消しに当たることが明らかであるから、そのことを具体的理由とともに述べるべきである。

イ 小問（イ）

授益的行政行為の職権取消しの制限について問うものであった（レジュメ 7－2－1 のイ；復習課題 Q ②）。

最判令和 3 年 6 月 4 日（C B 2－1 0・被災者生活再建支援金支給決定取消事件）の判断枠組みを参考にすると、本件取消処分をすることができるかどうかの判断にあたっては、①取消事由たる違法性の重大性や X の帰責性、②職権取消しの公益上の必要性（または、職権取消しをしなかった場合の公益上の支障）、③職権取消しによって生じる（特に処分の相手方の）不利益等について、事案に即して具体的に検討することが求められる。

①については、許可基準に違反する距離が短いことに鑑みれば、違法の程度は比較的軽微であるといえるし、違反している部分がぱちんこ屋の建物ではなく専用駐車場であるから、その部分を廃止すれば距離制限規定に違反する状態を解消することもできる。また、違法な許可がされた原因として、X が虚偽の申請をしたなどの事実は問題文に記載されておらず、公安委員会の調査ミスであるとすれば、X の帰責性は小さいといえるであろう（許可基準に抵触する申請をしたのは X であるが、それをチェックするのが、許可制度の運用に責任を負う公安委員会の役割である）。②については、本件許可の効果を維持した場合、病院との間の距離制限に違反するぱちんこ屋の営業により、静穏で清浄な環境の中で業務をするという病院の利益やこの点に関わる公益が害された状態が継続する。しかし、距離制限に違反する営業が行われただけで、生命・身体の被害や重大な財産権侵害のような深刻な事態が生じることはないであろうし、とりわけ、違反距離が短いことや、違反している部分がぱちんこ屋の建物ではなく専用駐車場であることからすれば、病院の業務上の不利益や公益上の支障は軽微であろう。③については、許可から 1 年 2 か月という比較的長い期間が経過し、X が、すでに大規模なぱちんこ屋の建物を建設し営業を開始・継続していることに鑑みれば、X の受ける不利益は大きいといえる。この点に関わって、信頼保護の必要性に言及してもよく、また、本件許可について不可争力が発生しているため X の信頼が害される程度が大きいことを指摘してもよいであろう。

その上で、本件取消処分の適法性についての見解を述べることが求められる。その際には、上記のような検討をバラバラに述べただけで、いきなり結論を出すのは適切でない。考慮された諸要素につき、どのように総合考慮ないし利益衡量して結論を出したのかを述べる必要がある。

（4）設問 3（25 点）

ア 小問（ア）

B 市の職員による、届出を受理しないという対応の手續上の問題について問うものであった（レジュメ 10－3－6；復習課題 Q ③）。

まず、B 市条例 3 条 1 項が定める届出が、行手法（または行手条例）2 条 7 号にいう「届出」にあたるかどうかについて検討すべきである。B 市条例の仕組みからは、行政機関が届出の内容を審査して応答する仕組みを読み取ることはできず、届出が行われた後で、B 市条例 3 条 2 項により、必要に応じて、教育文化施設等から 200 メートルの区域内である場合に勧告をすることができるだけである。したがって、B 市条例による届出は行手法上の届出に当たるといえるべきである。

なお、B 市条例 3 条 2 項にいう勧告は、後述するように行政指導にあたるが、仮に勧告が命令等の行政行為であったとしても、B 市条例 3 条 1 項が定める届出が行手法上の届出にあたるという結論は左右され

ない。届出を義務付けて情報を収集したうえで、必要があれば不利益処分（改善命令、中止命令など）を行うという仕組みは、しばしば見られるものである。

次に、本件届出に行手法が適用されるのか行手条例が適用されるかについて検討すべきである。行手法3条3項によれば、地方公共団体の機関に対する届出であって、同法2条7号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものには行手法の規定の適用が除外される（他方、法律が根拠となっている場合には行手法が適用される）から、B市条例を根拠とする本件届出には、行手法37条は適用されず、行手条例37条が適用される。

行手法37条と同じ内容の行手条例37条の規定に照らせば、本件届出をB市の担当者Eが受け取っているので、本件届出は事務所に物理的に到達し、B市の担当者の支配領域内におかれたということができ、また、本件届出は形式上の要件に適合しているから、Xの届出をすべき手続上の義務が履行されているといえることができる。

その上で、Eの対応にどのような問題があるかを指摘すべきである。届出をすべき手続上の義務はすでに履行されており、教育文化施設等から200メートルの距離に満たないとしても、届出が完了したことを前提にして、市長がB市条例3条2項に基づく行政指導をすることができるにとどまる。他方、B市条例8条は、届出をしないで建築した者を過料に処するものとしている。そうすると、Eの、受理しないという対応は、届出をすべき手続上の義務がすでに履行されているにも拘わらず、当該義務がまだ履行されていないという態度を示すことより、このまま建築をした場合には無届で行ったとして過料を科されるのではないかという不安をXに抱かせるものとなっており、行手条例37条の趣旨に反する不適切な対応であるといえるべきである。

イ 小問（イ）

行政指導に従うことの強制について問うものであった（レジュメ12-3-2のイ；復習課題Q②、レジュメ13-6-1；復習課題Q④）。

まず、B市条例3条2項が定める勧告が行手法（または行手条例）2条6号にいう「行政指導」にあたることを、勧告に従わなかったときの強制手段や制裁等がB市条例に定められていないことを指摘して、肯定すべきである。次に、行手法3条3項によれば、地方公共団体の機関がする行政指導については行手法の規定は全面的に適用を除外されているから、本件届出には手続条例32条以下の規定が適用されることを指摘すべきである。

その上で、勧告を無視して建築を開始した場合、Xが勧告に従わない旨を公表することになると警告する市長の対応の問題点を、行手条例32条2項に照らして検討すべきである。当該公表は行政指導に従わせるための制裁的公表といえることができ、かつ、当該公表は条例等に根拠を有するものではないから、行手条例32条2項によって禁止された「不利益な取扱い」に当たる。したがって、市長の対応は、行手条例によって禁止された制裁手段の威嚇により、相手方の任意の協力によってのみ実現されるべき（行手条例32条1項）行政指導たる勧告に従わせようとするものであるから、行手条例32条2項の趣旨に反するものである。

3 期末試験の答案についての講評

（1）総評

設問1は、残念ながら出来具合がかなり悪かった。出題の予想が外れた諸君が多かったのかもしれないが、講義で説明したレベルの行政組織法の内容は、作用法や訴訟法を的確に運用するために必要な知識であるからおろそかにすべきでなく、また、特に、小問（ア）や（イ）は、行政事件のスペシャリストでなくても、法曹であればこの程度は知らないと恥ずかしいという常識レベルの内容である。これに対し、設問2は、全

体によくできており、設問3は、出来不出来が分かれる結果となった。

(2) 設問1

ア 小問(ア)

職権行使の独立性に関わる解答がちらほら見られる程度で、的外れな解答が多かった。また、職権行使の独立性に関わることを述べようとしているように見えるものであっても、行政府から独立している(行政機関なのに?)、内閣などの政治部門から独立している(事例では地方公共団体の行政委員会を挙げているのに?)、自治体から独立している(地方公共団体の行政機関なのに?)、といった、首をかしげるような解答も少なくなかった。

イ 小問(イ)

(ア)で行政委員会の特徴を理解していない解答がほとんどであったことから当然ではあるが、的を射た解答は少なく、また、それ以前に、都道府県公安委員会が地方公共団体の行政機関であることを理解していないと思われる解答もあった。

ウ 小問(ウ)

学問上の執行機関、地方自治法上の執行機関のいずれについても、的確な解答は極めてわずかであり、執行機関という用語や地方自治法の条文から、自由に空想の翼を羽ばたかせたような解答がほとんどであった。

(3) 設問2

ア 小問(ア)

職権取消しと撤回の定義については、多くの答案が適切に解答し、また、本件取消処分についての当てはめを誤るものはほとんどなかった。もっとも、職権取消しと撤回の定義について、不正確ないし不適切な点を含む解答が少なくなかったので、以下指摘する。

「職権取消し」と「撤回」の定義の中で「取り消す」という表現を用いる解答があったが、(特に撤回については)適切でない。また、取消しまたは撤回の遡及効の有無について、「定義」の中で触れるのは不適切である。職権取消しでも遡及効を及ぼさない場合があるし、撤回でも、補助金交付決定の撤回のように例外的に遡及効が与えられるものがある。いずれも授業で説明したとおりである。

職権取消しについて、「処分前から存在する瑕疵」という表現が複数見られたが、処分が存在する前から、つまり、存在しない処分に瑕疵があるということは論理的にあり得ないので、誤りである。また、「処分時に存在していた瑕疵」という表現も見られたが、職権取消しの時点では瑕疵が治癒されて存在していないようにも読めるので、避けた方がよい。

撤回につき、後発的な瑕疵を理由にするという解答が複数あったが、これを定義とするのは適切ではない。確かに、処分要件事実の事後的消滅が撤回事由とされる場合もあり、これが後発的瑕疵と称されることもある(ただし、処分の瑕疵はあくまで処分時で判断すべきものであり、処分要件事実の事後的消滅が撤回事由となるとしても、それを後発的瑕疵ということは適切でないという立場もありうる)。しかし、授業で説明したように、それ以外の事由による撤回もあり、典型的な撤回事由はむしろ後者の方である。また、撤回は瑕疵のない処分を対象にすると説明するものがあったが、授業でも説明したように、厳密に言えば誤りである(ただし、このような説明をする学説や教科書類も少なくないので、撤回事由について正確な記述があれば減点していない)。さらに授業で注意を促したにも拘わらず、「撤回」という誤記が見られたので注意されたい。

イ 小問(イ)

精粗はあれ、検討すべきポイントについて検討した上、結論を導いているものが多く、全体として良好な出来であった。

特に注意してほしかったのは、①違法性について、距離制限規定に違反する距離が短いことやぱちんこ

屋の駐車場のみがはみ出していることや、Xの側の帰責性や小さいこと、②取消しの公益上の必要性について、違法性について述べたのと同様に、距離制限違反がわずかであることやぱちんこ屋の駐車場のみがはみ出していること、③Xの不利益として、許可を前提に大規模なぱちんこ屋を建設・営業し、許可からかなり時間が経っていることなどである。それぞれについて、検討が甘いもの（例えば、Xの不利益について、「営業の自由の侵害」という一般的な指摘にとどまるもの）も少なくなかった。問題文で示された事実関係をどの程度の確に把握して活用しているかによって、評価に差がつくことになる。

なお、取消しの公益上の必要に関わって、一般的な生活環境への影響のみについて述べるものが複数あった。確かに、Cがパチンコ屋の営業に反対していることは事実だが、本件許可については、病院との距離以外の違法事由は指摘されておらず、問題文の事案において、一般的な生活環境を法的保護利益とみなしうるか疑問がある。まずは、病院の業務への影響を中心に論じるべきである（もちろん、ぱちんこ屋の営業が禁止された住居専用地域において違法に営業許可がされたというような事案であれば、異なる考慮をすべきである）。

最後に、本件取消処分の適法性について自分の見解を示すときには、出題趣旨でも述べたように、<○
○が大きいのに対して△△や□□が小さいから>というような理由付けをすることが不可欠である。

（４）設問３

ア 小問（ア）

本件届出が行手法上の届出に当たることについて、結論のみで、条例の仕組みに即した検討がないものが少なくなかった。また、行手法上の申請であるという誤った解答や、本件届出が行手法上の届出であると述べながら申請についての規律である行手条例７条の違反について論じるような混乱した解答が複数あった。

行手法の適用が除外され、行手条例が適用されることについて、結論は正しくても、行手法３条３項の規定内容に即して正確な理由付けがをすることができているものは少なかった。

３７条に照らした検討に当たっては、まず、本件届出が３７条の適用要件を充足することを具体的に述べることが不可欠であるが、この点をおろそかにする答案もあった。

また、３７条に照らしてどのような問題があるかにつき、不受理は３７条に違反するというような、雑な記述で終わっているものも少なくなかった。届出の義務がすでに履行されていることを前提に、Eの対応をどのように評価すべきか、もう少し丁寧に論じることが望まれる。

なお、３３条や３４条に照らして論じているものがあったが、これらは申請や許認可等の権限に関連する行政指導について規律するものであるから、適切でない。

イ 小問（イ）

勧告が行手法上の行政指導に当たることについて、結論のみで、条例の仕組みに即した検討がないものが多かった。また、行手法の適用除外についても、理由付けが不適切なものがあった。

行手条例３２条２項の適用については、多くの答案が論じていたが、B市長の警告にかかる公表がなぜ同項で禁止された「不利益な取扱い」に当たるのかの説明が不十分な解答もかなりあった。当該公表が、行政指導に従わなかったことに対する制裁として行われるものであるという評価が必要である。

なお、当該公表は不利益処分に当たるという解答が複数あったが、誤りである。まず、公表それ自体が行政処分（行政行為）にあたらないことについては、ほぼ争いがないところである。また、３２条２項が禁止しようとしているのは、行政処分（行政行為）だけでなく、それ以外のものを含む様々な措置（例えば、情報提供などの任意の便宜供与をしないこと）であり、それゆえ、３２条２項は「処分」という概念を避けて「取扱い」という表現を用いていることに注意すべきである。

最後に、小問（ア）と同様、本件における公表は３２条２項にいう「不利益な取扱い」にあたるので、同項に違反する、というような、やや雑な結論で終わる解答が多かったが、B市長の対応について問われ

ているのであるから、B市長が警告をしていることについての評価を述べる必要がある。

4 成績分布（期末試験の評点と平常点による成績評価をする科目にあっては最終成績の分布）

S	A	B	C	F
1名	4名	11名	7名	9名
4%	17%	48%	30%	

5 その他